

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

御所市長 山田 秀士

市町村名 (市町村コード)	御所市 (29208)	
地域名 (地域内農業集落名)	西佐味 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月19日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間及び山間部に属する地域で、一部基盤整備が行われているが、大部分においては、形状が小規模かつ不明瞭であり、機械等を導入した近代農業への転換が困難な地域である。また、後継者の地域外流出及び先述の形状的不利から若い世代の新規就農者を誘致することが困難となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中で一体的に取り組める作物を模索し、生産を行う。その際、地理的不利な環境を打開するため、基盤整備も検討に入れ、将来の若い世代に農地を残すことができるように取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農地台帳に登録のある農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
補助金の活用など組織的な取り組みを行い、地域の農業者が参画するよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来的に整備された農地に対して、新規就農者等を誘致できるよう連携を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
一部実施されているが、未実施の地域に対しては積極的に行い、現在所有者耕作者不明な土地に対しても、可能な範囲で調査を行い、基盤整備の取りこぼしがないよう努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現段階では未検討
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現段階では未検討

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

隣接する山々からくる鳥獣被害の防止のため、補助金等を活用しながら防除に努める。
 また、生産力向上のためにスマート農業の活用や使用する肥料の研究に努める。
 耕作放棄地減少のために保全管理に努める。
 果樹等については、果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。